

# 四半期報告書

(第138期第3四半期)

自 平成24年7月1日

至 平成24年9月30日

三菱鉛筆株式会社

E02366

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 ..... 1
- 2 事業の内容 ..... 1

### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク ..... 2
- 2 経営上の重要な契約等 ..... 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... 2

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 ..... 5
- (2) 新株予約権等の状況 ..... 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... 5
- (4) ライツプランの内容 ..... 5
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 ..... 5
- (6) 大株主の状況 ..... 5
- (7) 議決権の状況 ..... 6

#### 2 役員の状況 ..... 6

### 第4 経理の状況 ..... 7

#### 1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 ..... 8
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 ..... 10
  - 四半期連結損益計算書 ..... 10
  - 四半期連結包括利益計算書 ..... 11

#### 2 その他 ..... 15

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 16

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月8日
【四半期会計期間】	第138期第3四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	東京（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 長谷川 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	東京（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 長谷川 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第137期 第3四半期連結 累計期間	第138期 第3四半期連結 累計期間	第137期
会計期間	自平成23年1月1日 至平成23年9月30日	自平成24年1月1日 至平成24年9月30日	自平成23年1月1日 至平成23年12月31日
売上高（百万円）	37,875	37,351	50,955
経常利益（百万円）	4,779	4,649	6,543
四半期（当期）純利益（百万円）	2,982	2,735	4,035
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	2,585	2,936	3,575
純資産額（百万円）	46,347	48,861	46,702
総資産額（百万円）	64,459	66,003	64,767
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	99.96	94.29	135.94
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	70.9	72.9	71.1

回次	第137期 第3四半期連結 会計期間	第138期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	16.42	20.34

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 第137期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）のわが国経済は東日本大震災からの復興需要にも支えられ、個人消費に持ち直しの動きが見られるなど緩やかな回復基調がうかがえましたが、欧州のユーロ圏を中心とした財政金融危機が更なる広がりを見せていることや、これまで有望とされておりましたアジア新興国経済にも成長の鈍化がはっきりとしてくるなど世界経済の減速感がより強いものとなってまいりました。また、円高の長期化による企業収益の下振れ懸念にも根強いものがあり、従来にも増して先行きの不安定な状況で推移いたしました。

当社グループが属しております筆記具の業界におきましても、個人消費の旺盛な回復基調を背景に国内需要には持ち直しの兆しがみられたものの、世界経済への強い不透明感と円高の長期化により海外への輸出が伸び悩み、全体として力強さに欠けた経営環境で推移いたしました。

このような中、当社グループは「JETSTREAM」「KURU TOGA」「STYLE-FIT」といった高品質で高い付加価値を有する当社グループを代表する商品群に更なる品種拡大や多機能化、カラーバリエーションの充実などを積極的に行い、幅広いお客様からご支援とご満足をいただける商品開発に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は373億51百万円（前年同期比1.4%減）、営業利益は43億10百万円（前年同期比8.6%減）、経常利益は46億49百万円（前年同期比2.7%減）、四半期純利益は27億35百万円（前年同期比8.3%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

筆記具及び筆記具周辺商品事業は、主力商品が国内を中心に増加した一方、海外市場での需要に減速感がみられ、外部顧客への売上高は352億93百万円（前年同期比1.3%減）となりました。また、その他の事業も手工芸品事業及び粘着テープ事業共に伸び悩み、外部顧客への売上高は20億57百万円（前年同期比3.6%減）となりました。

財政状態につきましては、当第3四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べて12億35百万円増加し660億3百万円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が12億30百万円減少したものの現金及び預金が17億31百万円、たな卸資産が9億14百万円増加したことによります。

負債は、前連結会計年度末に比べて9億23百万円減少し171億42百万円となりました。これは主に未払法人税等が6億75百万円、支払手形及び買掛金が6億8百万円減少したことによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて21億59百万円増加し488億61百万円となりました。これは主に利益剰余金が19億70百万円、その他有価証券評価差額金が1億13百万円増加したことによります。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容の概要は以下の通りであります。

### ①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供すると共に、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### ②基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

#### イ. 中期3ヵ年経営計画のスタート

当社は、平成22年1月より「グループ資源の最適配分による競争力の再強化」を基本方針とする平成24年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の強化」、「既存オペレーションの効率化」、「新規事業と新規分野開拓の強化」、「学習する組織と人材の育成」の4つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

#### ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、かつ社外取締役を選任することにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

### ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年3月26日開催の第135回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改定したうえで継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます）。

本プランは、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣

意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、第135回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

#### ④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第135回定時株主総会において株主の皆様の承認を得たうえ更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

### (3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は19億86百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	136,500,000
計	136,500,000

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年11月8日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	32,143,146	32,143,146	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	32,143,146	32,143,146	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	—	32,143,146	—	4,497	—	3,582

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,989,800	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,318,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 28,796,400	287,964	—
単元未満株式	普通株式 38,946	—	—
発行済株式総数	32,143,146	—	—
総株主の議決権	—	287,964	—

## ② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱鉛筆(株)	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	1,989,800	—	1,989,800	6.19
(相互保有株式) 三菱鉛筆群馬県販売(株)	群馬県前橋市問屋町二丁目6番 3号	20,000	—	20,000	0.06
三菱鉛筆東京販売(株)	東京都品川区東大井五丁目22番 5号	564,600	—	564,600	1.75
三菱鉛筆九州販売(株)	福岡県福岡市博多区吉塚二丁目 20番21号	268,400	—	268,400	0.83
(株)ユニ物流	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	465,000	—	465,000	1.44
計	—	3,307,800	—	3,307,800	10.29

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,470	21,202
受取手形及び売掛金	※3 12,935	※3 11,705
たな卸資産	10,516	11,430
その他	1,863	1,942
貸倒引当金	△158	△106
流動資産合計	44,627	46,174
固定資産		
有形固定資産	11,935	11,527
無形固定資産	126	136
投資その他の資産		
投資有価証券	5,868	6,312
その他	2,210	1,857
貸倒引当金	△0	△5
投資その他の資産合計	8,078	8,164
固定資産合計	20,140	19,829
資産合計	64,767	66,003

(単位：百万円)

前連結会計年度  
(平成23年12月31日)当第3四半期連結会計期間  
(平成24年9月30日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 7,488	※3 6,879
短期借入金	1,272	1,440
未払法人税等	1,286	611
賞与引当金	409	950
返品引当金	42	54
その他	3,572	3,217
流動負債合計	14,073	13,153
固定負債		
長期借入金	16	5
退職給付引当金	2,660	2,674
役員退職慰労引当金	722	699
環境対策引当金	29	29
負ののれん	147	98
その他	416	480
固定負債合計	3,992	3,988
負債合計	18,065	17,142
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,497	4,497
資本剰余金	3,582	3,583
利益剰余金	41,304	43,274
自己株式	△3,310	△3,310
株主資本合計	46,074	48,045
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,183	1,296
繰延ヘッジ損益	△0	0
為替換算調整勘定	△1,213	△1,204
その他の包括利益累計額合計	△30	92
少数株主持分	658	723
純資産合計	46,702	48,861
負債純資産合計	64,767	66,003

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
売上高	37,875	37,351
売上原価	20,114	19,965
売上総利益	17,761	17,386
販売費及び一般管理費	13,046	13,075
営業利益	4,715	4,310
営業外収益		
受取利息	16	19
受取配当金	100	94
受取地代家賃	106	105
負ののれん償却額	49	49
持分法による投資利益	—	16
為替差益	—	54
その他	64	96
営業外収益合計	337	436
営業外費用		
支払利息	11	9
持分法による投資損失	9	—
為替差損	145	—
シンジケートローン手数料	39	36
売上割引	20	20
その他	47	31
営業外費用合計	273	97
経常利益	4,779	4,649
特別利益		
固定資産売却益	81	3
貸倒引当金戻入額	20	—
投資有価証券売却益	18	—
連結子会社所有の親会社株式売却益	0	—
特別利益合計	119	3
特別損失		
固定資産除売却損	22	28
減損損失	—	33
投資有価証券売却損	1	0
投資有価証券評価損	313	147
会員権評価損	—	12
役員退職慰労金	38	1
代理店契約解約損	—	100
厚生年金基金脱退一時金	—	3
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	16	—
特別損失合計	392	325
税金等調整前四半期純利益	4,506	4,326
法人税等	1,412	1,523
少数株主損益調整前四半期純利益	3,094	2,802
少数株主利益	111	67
四半期純利益	2,982	2,735

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,094	2,802
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△192	113
繰延ヘッジ損益	△6	1
為替換算調整勘定	△311	19
持分法適用会社に対する持分相当額	1	△0
その他の包括利益合計	△509	133
四半期包括利益	2,585	2,936
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,513	2,858
少数株主に係る四半期包括利益	71	78

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
税金費用の計算	当社及び一部連結子会社の税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
1. 受取手形(輸出手形を含む) 割引高 193百万円	1. 受取手形(輸出手形を含む) 割引高 67百万円
2. 債務保証 金融機関からの借入に対する債務保証額 三菱鉛筆販売協同組合 350百万円 従業員住宅ローン等に 対する債務保証額 54 その他 0	2. 債務保証 金融機関からの借入に対する債務保証額 三菱鉛筆販売協同組合 300百万円 従業員住宅ローン等に 対する債務保証額 49 その他 2
合計 405	合計 352
※3. 連結会計年度末日満期手形の処理については、当連結会計年度末日は銀行休業日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより連結会計年度末残高から除かれている連結会計年度末日満期手形は次のとおりであります。	※3. 四半期連結会計期末日満期手形の処理については、当四半期連結会計期間末日は銀行休業日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより四半期連結会計期間末残高から除かれている四半期連結会計期間末日満期手形は次のとおりであります。
受取手形 121百万円 支払手形 17	受取手形 139百万円 支払手形 26

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、及び負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
減価償却費	1,156百万円	1,133百万円
負ののれん償却額	△49	△49

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	438	14.00	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金
平成23年7月28日 取締役会	普通株式	337	11.00	平成23年6月30日	平成23年9月7日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	422	14.00	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金
平成24年7月26日 取締役会	普通株式	376	12.50	平成24年6月30日	平成24年9月5日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	35,741	2,133	37,875	—	37,875
セグメント間の内部売上高又は振替高	8	35	43	△43	—
計	35,750	2,169	37,919	△43	37,875
セグメント利益	4,636	59	4,695	19	4,715

(注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	35,293	2,057	37,351	—	37,351
セグメント間の内部売上高又は振替高	8	31	40	△40	—
計	35,302	2,089	37,391	△40	37,351
セグメント利益	4,238	51	4,290	20	4,310

(注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

筆記具及び筆記具周辺商品事業セグメントにおいて、売却が決定した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(33百万円)として特別損失に計上しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年 9月 30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1 日 至 平成24年 9月 30日)
1 株当たり四半期純利益金額	99.96円	94.29円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	2,982	2,735
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	2,982	2,735
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,841,313	29,007,103

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

当社は平成24年 7 月26日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおりに決議しております。

- ①配当金の総額 376百万円
- ② 1 株当たりの配当額 12円50銭
- ③基準日 平成24年 6 月30日
- ④効力発生日 平成24年 9 月 5 日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月8日

三菱鉛筆株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 植草 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱鉛筆株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月8日
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 数原 英一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 数原英一郎は、当社の第138期第3四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。